



最近のニュージーランドにおいて労働者災害補償についての新しい考え方が生れてきている。社会保障が公平と普遍性の原則を尊重し、社会における不慮の事故に対して有効な保護を提供しようとするならば、「職域災害」と「非職域災害」との区別はつけられるべきではないというのである。ニュージーランドの Personal Injury に関する王立補償検討委員会は、(1)労働災害は労災補償、(2)交通災害は民法上の賠償、(3)その他の災害は社会保障とバラバラに行なう現行の災害補償制度は妥当なものではなく、今日ではこれらの補償は社会保障的観点から災害の予防、社会復帰および補償の包括的な統一的制度 (unified scheme) として改革せらるべきであることを勧告している。すなわち、社会はたんに被用者だけでなく、自営者や家庭の主婦などをもつむ全国民の不慮の災害に対する補償の責任をもつものであり、災害の原因のいかんにかかわらず、均一の評価方法で社会公共の負担で補償せらるべきであって、補償給付は労働不能の全期間中支給されるような実質的なものでなければならないし、そのために補償は迅速に、補償給付は的確に、補償行政は効率的に行わなければならない、と勧告している。この勧告を受けて災害補償選考委員会は、被用者と自営者をカバーするための「所得者制度」(earners' scheme) と、路上の全自動車事故に対する「路上災害制度」(road accident scheme) の新しい補償制度が現行の労災補償と民法上の賠償責任に代って速やかにしかも同時に実施せらるべきであると提案している。このようにニュージーランドは現在、新しい包括的な災害補償制度の確立問題の検討を行っているが、おそらく近い将来、統一的・包括的な社会保障制度の観点から、いうところの「社会責任」(Community Responsibility)原則などを活かしてこの問題は解決されていくものと考えられる。そしてこのことは今後の各国の労災補償制度に新風を送り込むであろうことが予想される。

また現在ニュージーランドの社会保障は、年金や手当金などの金銭給付も薬剤、病院・出産給付、歯科サービスその他の保健医療給付の大部分も一般税を財源とする国庫負担によってまかなわれている。かつての「社会保障税」は廃止されて、社会保障金銭給付と保健医療給付や関連サービスの費用は、主として賃金、俸給その他の収入（法人収入を含む）に対する課税からもたらされている社会保障基金 (Social Security Fund) から支弁されている。もとより長老年金、鉦夫年金および家族給付の3つの給付以外の社会保障金銭給付の受給には一定の「所得制限」が設けられているが、これまでの社会保障税と所得税とは1958年4月からいわゆる“PAYE” System の実施に当って一括されてしまい、1964年4月から社会保障基金は全体の歳入会計のなかに吸収されてしまった。かくてニュージーランドの社会保障は社会保険中心の制度と異なり、社会保障省管掌の各種金銭給付も、保健省管掌の保健医療給付とともに渾然一体をなした独自の制度を形成し、国庫負担を中心として円滑に運営されている特徴ある制度となっている。首都ウェリントンのヴィクトリア大学講師をも兼ねている社会保障省の C. A. Oram は、「社会保障は保険技術を排除するものであり、その包括する国民的広がりにおいても、そのカバーする危険の広さにおいても普遍的なものである。社会保障は社会保険の一般化ではなく、それは社会保険と異なる途である」といつていた。わたくしはわが国のいわゆる「社会保障」の現況を見るにつけ、さらに昨秋短期間ではあったが訪ねる機会にめぐまれたニュージーランドの社会保障の近況を追想するにつけても、われわれはもう一度「社会保障の原点」の何たるかをあらためて検討してみる時機にさしかかっているように思えてならない。